



島根県報

令和2年12月8日（火）

第 165 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業の廃止の届出	（ " ）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（ " ）	4

【特定調達公告】

島根県立浜田水産高等学校レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの調達 に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	4
--	-------------	---

【公企規定】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	5
----------------------	---------------	---

告 示**島根県告示第722号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社さくら	共同生活援助	さくらトパーズ	島根県出雲市塩冶有原町六丁目58-1	令和2年12月1日

島根県告示第723号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社アクティブライフ保知石	就労継続支援A型	就労継続支援A型事業所つどいの丘	島根県出雲市上塩冶町上沢2848番地11	令和2年11月30日

島根県告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
松江市鹿島町上講武字地冷2778
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第725号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ益田店 島根県益田市高津七丁目イ1128番75

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年7月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,126平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

37台（建物南側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物南西側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50.0平方メートル（建物東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

31.35立方メートル（建物東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前9時

（閉店時刻） 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1か所（建物敷地南側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和2年11月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第726号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットサンアイ東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋799-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社越野かまぼこ 代表取締役 越野 繁造 島根県松江市東出雲町揖屋3539-2

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,550平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

令和2年11月30日

2 届出年月日

令和2年11月30日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年12月8日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 件名及び数量

島根県立浜田水産高等学校レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
フルノ九州販売株式会社萩営業所 所長 横溝 英生 山口県萩市椿東5089番地
- 5 落札金額
50,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年9月8日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

第11条を次のように改める。

（現金及び預金の在高照合）

第11条 現金及び預金は、それらの在高を常に関係帳簿と照合しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。